

新聞の「特殊指定」制度の堅持を求める意見書

昨年11月、公正取引委員会は、新聞業における特定の不公正な取引方法（新聞特殊指定）の見直し方針を発表し、本年6月頃までに結論を得るべく、作業を進めている。

特殊指定は、公正取引委員会が独占禁止法に基づいて行う告示で、新聞については新聞発行業者が地域や相手によって異なる定価を設定すること、また、新聞販売店が割引販売をしてはならないことなどを規定しており、価格競争を奨励する独禁法の中で、「特殊指定」が認められているのは、新聞の公共性を重視し「同じ新聞は、全国どこでも、同じ価格で読むことが望ましい」という考えによるものである。

また、「特殊指定」と深いかかわりを持つ制度として、新聞発行業者が新聞販売店への定価を指定できる「再販売価格維持制度」、いわゆる「再販制度」があり、新聞は、「特殊指定」と「再販制度」によって、全国一律の戸別配達が生地や離島のような条件不利地域においても差別することなく可能となっている。

仮に「特殊指定」が廃止された場合、販売店間に価格競争がおき、中小の新聞発行業者や新聞販売店は経営を維持できなくなるおそれがあり、過疎地の多い北海道では、新聞が届かなくなったり、配達料の値上げが生じるなど、結果として新聞流通の重要な特性である戸別配達が切り捨てられ、情報格差を起すおそれがある。

さらに、昨年7月に施行された文字・活字文化振興法は、「すべての国民が、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備すること」を基本理念に掲げているが「特殊指定」の見直しは、同法の本質に逆行するものである。

よって、国においては、国民の知る権利にこたえ、公平な情報提供を行うためにも新聞の「特殊指定」制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年5月14日

名 寄 市 議 会